平成２２年（フ）第２０６号
長崎県長崎市音無町14番９号
債務者　山口　　猛
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷554番地４　時津スカイマンションＡ棟1108号
債務者　猪原　浩子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
愛知県豊橋市宮下町55番地
債務者　原田　敦子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９６号
山口県山陽小野田市大字小野田2187番地
債務者　山根　博美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第９７号
山口県宇部市大字船木4759番地８
債務者　渕上　敬司
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第９８号
山口県宇部市大字船木4759番地８
債務者　渕上チエ子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１００号
山口県宇部市北小羽山町１丁目３番２―403号
債務者　大日田紀子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１０６号
山口県宇部市床波５丁目３番67―９号、旧住所埼玉県富士見市西みずほ台２丁目11番地５西原ハイツ306
債務者　迎田絵美里
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７９号
香川県坂出市府中町5158番地１
債務者　高平多恵子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５２４号
千葉市稲毛区六方町12番地15　リバープール202号
債務者　林　　香
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５３号
千葉県市原市青葉台３丁目14番地の16
債務者　藤田多恵子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５４号
千葉県市原市青葉台３丁目14番地の16
債務者　藤田　浩一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８９号
千葉県市川市中国分５丁目18番18号
債務者　佐々木一成
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６２６号
千葉県八千代市高津832番地１高津団地２街区16棟402号
債務者　武田久美子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６２号
千葉県習志野市泉町２丁目３番３―806号
債務者　新井　隆造
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６３号
千葉県習志野市泉町２丁目３番３―806号
債務者　新井　由子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８６号
千葉県船橋市高根台１丁目１番20―104号
債務者　佐藤美由紀
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３０号
名古屋市北区真畔町19番地　ノーヴァ瑠璃光102号
債務者　中島　宏哲
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部